

## 第 30 話<岩戸竿帳>の要約と参考資料

### 第 30 話<岩戸竿帳>の要約

岩戸村の庄屋の家に検地の台帳が保管されてきました。いまの土呂久が、4つの門に分けて記載されています。もともとの「とろく」は、現在の惣見に畑中と南の一部を加えた範囲でした。台帳を重ねて読むと、同じ耕作地に汗を流した農民の歴史が記録されています。

### 第 30 話<岩戸竿帳>の参考資料

#### 30-1 慶長 14 年岩戸竿帳

「高千穂町史」P132~143 より

秀吉は天正 11 年から全国の検地を行ない、慶長 3 年迄続け、九州征伐を機に石高制を定めたが「検地」というのは、村別に耕地の面積、収穫高、年貢の負担者を検地帳にまとめたものである。

日向の検地は天正 17 年に長束正家に命じて検地させているが、この秀吉が行なった検地は、「太閤検地」と呼ばれたもので、日、薩、隅、三国の検地は、其の後も行なわれ文禄 2 年に、肥後の南半の領主であった石田三成も検地を行なったといわれている。

其の後豊臣氏が亡んで徳川氏になって、慶長年間から元和年間にかけて検地が行なわれ、徳川三百年の百姓達の租税の基礎になった高千穂地方の検地が文禄年間より早く、天正年間に行なわれたものであることは、天正 15 年の九州征伐の時に、黒田勘兵衛に命じて竿入れ（検地）を行なった時の記録「天正 18 年竿前御改書上帳」が五ヶ所村の矢津田家に、二番目に古い「慶長 14 年岩戸村竿帳」が岩戸土持家に残っていて、現在この制度や石高、耕地関係、当時の百姓の制度などを知る貴重な資料となっている。

それによると、現在の西臼杵郡つまり当時の高千穂は、行政区域上では臼杵郡であるにもかかわらず、臼杵郡と高千穂は別々に記入してあって、高千穂が臼杵郡内にあり乍ら、特別な地域であったことを示している。

天正 18 年竿前御改書上帳

太閤様薩州へ被遊御下向候節

黒田貫兵衛殿え書上候事

高知尾

- 一、高百三石式斗六升八合は 船野尾
- 一、同拾七石六升七合は 鹿川
- 一、同六拾三石壺升三合は 宮水
- 一、同三百七拾六石四斗七升五合は 七折下

- 一、同四百拾石壺斗壺升六合は 岩戸
- 一、同拾四石七斗九合は 土路久
- 一、同百貳石五斗八升五合は 山裏
- 一、同貳拾貳石九斗八合は 登尾
- 一、同六百九拾石壺斗七升七合は 三田井
- 一、同三百四拾九石貳斗四升三合は 下ノ村
- 一、同八百五拾壺石四斗三升は 上ノ村
- 一、同五百七拾九石八斗壺升五合は 田原
- 一、同三百五拾六石三斗五升は 河内
- 一、同百三拾四石壺斗五升五合は 五ヶ所
- 一、同四百拾石貳斗四升八合は 鞍岡
- 一、同七百拾九石七斗七升は 桑之内
- 一、同貳百拾六石四合は 押方
- 一、同貳百貳拾九石七斗は 向山
- 一、同百六拾五石五斗五升貳合は 岩井河
- 一、同四拾七石九斗四升五合は 分城
- 一、同百四拾貳石三斗三升六合は 家代
- 一、同百拾六石九斗六升七合は 七ツ山
- 一、同貳拾貳石五斗七升は 松ノ平

合 六千百四拾石四斗貳合

(以下、郡名と合計石高のみを記す)

白杵之郡

合 壺万八千百七拾六石三斗貳升

児湯之郡

合 五千拾石壺斗九升貳合

諸県之郡

合 五千拾六石貳斗三升六合

宮崎之郡

合 壺万五千七拾九石三斗五升貳合

那賀之郡

合 貳千八百四石七斗八升九合

都合 五万三千石

内

五万貳千貳百貳拾七石貳斗九升壺合高有

七百七拾貳石七斗九合は、高不足

右は、太閤様薩州へ被遊御下向候時、九州之竿前御改ニ付而村高如右黒田貫兵衛殿

に付出し相定申所如件

天正拾八年

七月五日 右松監之允

とあって高千穂の総石高が、六千百四十石余で、これが後の延岡藩五万三千石の基礎石数になったのである。

面白いことは、この時の高千穂の村名で、今の日之影町は岩井河、分城村の外に七折村は船野尾、鹿川、宮水、七折下と四つに分れて居り、岩戸は岩戸の外に土呂久があり、山裏が山裏村の外に登尾があり、七ツ山の外に松ノ平村があつて、都合 23 ケ村になっている。この中には桑野内村があつて、三ヶ所村の名が無いのである。

(略)

この石高の基礎になった、田畑の面積の調査は前に述べた様に「検地」であるが、検地でも、戦国時代前の検地は「指出（さしだし）」といて、家臣が自分の方から、領内の田畑の面積や年貢高を、簡単な形式で「申告」するのであつたが、豊臣秀吉の「太閤検地」以来は、領主が役人を派遣して、土地の状況から耕作人迄を精しく調べて、実際に「検地」を行ない、土地の上下の査定を行なつたのである。

江戸時代の検地は慶長、元和頃から逐次行なわれ、検地奉行において領主に命じて検地をさせたのである。検地の実測に当っては、間竿（けんざお）という竿を使ったので、実測することを「竿入れ」といい、この言葉はところによって、現在も尚使われている。

この実測の記録簿がいわゆる「竿帳」である。

岩戸村庄屋跡に保存されていた、岩戸村「竿帳」2冊は、徳川検地の最初のもので、三田井氏を亡ぼした高橋元種時代の慶長 14 年に、実施された時の記録で、非常に貴重なものである。

(略)

名子は名主みょうしゅの名田みょうでんを耕作していたものの名残りの名称であろうが、これは百姓の奉公人として代々主家に隷属していた家族のことで、主家の耕地を分与されたが、社会的にも経済的にも自由ではなかつたのであつて、親代々或る家の専属耕作人である。鉄砲衆とあるのは、ここでは足輕を意味しており、百姓の中から在郷の足輕として主君に仕え平素は百姓をし乍ら事ある時に召集された。

(略)

この石高が課税の対象となつたが、課税の率は年代によって差があり、この石高実収があつたものとして、3割を領主に納めて7割を耕作者の収入とする三公七民、或は四公六民、五公五民、それ以上の六公四民というひどい時代もあつたのである。

特に天候異変による不作、凶作、或は収穫皆無の場合もこれが基本になつたので、後世には、百姓はその納税に耐えられず、領主に対する抵抗として、逃散（ちょうさん）或は百姓一揆というようなことが、起ってくるのである。

この高橋藩の岩戸御検地帳は、当時の領主、耕作人、反別、田畑の階級を知ることの

出来る唯一の資料として、まことに貴重なものである。

この竿帳にある、宮地門の「門」は「かど」といって、本来は門屋<sup>かどや</sup>ともいい、江戸時代に百姓の奉公人が代々主家に隷属していた者の家族のことで、前にも出た名子<sup>なご</sup>、被官<sup>ひかん</sup>、庭子<sup>にわこ</sup>、家抱<sup>かほう</sup>とも呼ばれ、門小屋に住んでいた者の称であるけれども、薩摩藩では、農民を「門」という小組織に分け、連帯責任を負わせる「門割制度」をつくったが、高橋藩の門割制度のことは、まだ立証されていないけれども、それに類するものか、或は同じ制度があったものであろう。

(略)

この門に、門内の事を世話する「門世話人<sup>かどせわじん</sup>」をおいて、色々行政的な仕事をさせたが、これが、後に「弁指」(べんざし、この地方では後世はべんぜという)という職名に変わり、明治になって「保長」となり後「区長」と変ってきたのである。

30-2 岩戸竿帳にでてくる土呂久の農民と耕作地の面積(「宮崎県史 史料編 近世1」P131~137; 小手川善次郎遺稿集「高千穂の民家他歴史資料」P217~218)

白石門

百姓中	三四郎	2町1反1畝27歩
名子下	甚十郎	5反1畝10歩
名子下	専介	2反9畝25歩

猪鹿門

百姓上々	弥二郎(惣見)	2町0反1畝
百姓上	与左衛門(荒谷)	1畝(屋敷:源内と同所)
御鉄砲衆	源内(荒谷)	9反3畝20歩
百姓上	善九郎(ひの口)	8反4畝20歩
百姓中	忠右衛門(上荒谷)	4反6畝18歩
百姓下	与吉(向土呂久)	1町2反3畝29歩
御鉄砲衆	孫右衛門(津留)	3反6畝26歩
御鉄砲衆	甚吉(岩下)	2反8畝24歩
名子上	弥七郎(河地)	6反7畝24歩
かしげ	甚五郎	25歩(屋敷のみ)

折原門

百姓中	藤左衛門	1町6反9畝19歩
名子上	又四郎(上と同所)	1町0反7畝12歩
名子下	十郎(上と同所)	なし
かしげ	又十郎	2畝12歩(屋敷のみ)

南門

百姓上	主馬		1町4反6畝21歩
名子下	三九郎		1畝06歩 (屋敷のみ)
かしげ	孫太郎		3畝 (屋敷のみ)

30-3 岩戸竿帳にでてくる領主

白石門	大田喜介様		2町9反2畝20歩
猪鹿門	御蔵入	畠	6町1反7畝16歩
	御鉄砲衆源内様	右ノ内	畠 8反
折原門	萱嶋弥兵衛様	畠	2町7反9畝13歩
南門	御蔵入	畠	1町5反0畝27歩